

ノンズ通

編集発行

(株)ハンズホールディングス

₹860-0811 熊本県熊本市中央区本荘 6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340 FAX. 096 (375) 4341

すいせん

(師走) DECEMBER

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	•
木	5	19	0
金	6	20	0
土	7	21	•
日	8	22	•
月	9	23	•
火	10	24	•
水	11	25	•
木	12	26	0
金	13	27	•
+	14	28	•

12月の税務と労務

国 税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時

(異動)申告書及び保険料 控除申告書の提出

国 税/11月分源泉所得税の納付

12月10日

国 税/10月決算法人の確定申告 (法人税·消費税等) 1月6日 国 税/4月決算法人の中間申告 1月6日

国 税/給与所得者の扶養控除等 国 税/1月、4月、7月決算法人の消 費税の中間申告(年3回の場 合) 1月6日

> 今年最後の給与を支払う前日 地方税/固定資産税・都市計画税(第 3期分)の納付

> > 市町村の条例で定める日

労 務/健康保険・厚生年金保険被 保険者賞与支払届

支払後5日以内

ワンポイント 国外財産調書制度

海外資産を把握するため、12月31日時点で国外財産の合計が5 千万円超の居住者が、その種類、数量、価額、所在等を記載した 調書を翌年3月15日までに税務署長に提出する制度。期限内に提 出した場合には、記載した財産に所得税等の申告漏れがあったと きでも、過少申告加算税が減額される特例等が設けられています。

うな点にあると指 つ中 てきたA 略と戦術 何(作業)が大事だ何の区別がつかず繰ると指摘します。 氏は、 の原 0) 営相 因 は、弱 11 談 次のよ

き役割 社 解していない。 長が責任を持って担 (戦略を 練ること) と)を

と思っている。

ŋ

返し戦術

る弱戦理 **るが、その事を知らた明い会社の戦略の二通戦略には、強い会社の** 知らない会社の

がの社 原理・原則を知っ!に勝つためには、 竸 ります。 争 社会において、 知っ ておく必 社長 自

い取のに つ今い回 くことにします。 り巻く環境につい いて考えていきますが、回は、弱い会社の経営戦 環境について、触れて社の経営力及び会社を考えていきますが、そ 弱い会社の経営戦略

> 経営力のおさえ方

す。 の全体像を明らかにしておきまいうことかということや、経営 まず、会社の経営力とはどう

(1) 経営の 目

い粗利益(儲け)を出れてなお客様に提供し、おが、会社は商品・優良なが、会社は商品・優良な て います。 人は食事 各様に提供し、お金を貰社は商品・優良なサービギーにして生きています から取るカロ を出 し生存 IJ ĺ を

増やし ます。 りますが、更に考えていくと、 益を出すこと、 お客様を創り出し、 この事から、)利益 並を出 という答えにな経営の目的は利 すこと その数を になり

数の競争相手も

お

相手と比較 場占有率の 多 様 いか少ない を L たがって、 増やそうと 問題 問題となります (相対的に関かの問題) 一努力しています。 は、 判 お 客様 断 市 争 が

お客様占有率で一の目的は、お客様 繰り返しになります ″お客様を創り出 番を目 が、 指 į すこ

目的を果たすには

(2)

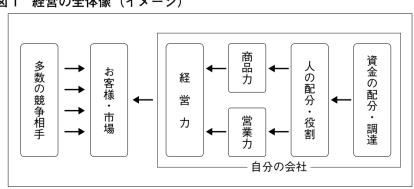
品・優良なサービス)、③組織(人因には、①営業力、②商品力(商 で自社にふさわしい目これらの構成要因を ŋ て検討することになります。社の経営を構成する要因につ ´ます。 !の経営を構成する要因につ目的を果たそうとすると、 さわしい目標を決め構成要因を捉えた上 要い自

(3)目 標の決め方

ていきます。

維持対策)、人員の採用・役割繰り返し買ってもらう(お客様 どういう売り方を(営業対策)、 策 品 対: (対策)、どこで(営業地目標の決め方では、何を の決め方では、 に(業界・ 客層対策 域 対 商

> 図 1 経営の全体像(イメージ)



配分 担 きます。 財 (粗織対策)、 を検討してい 資金の調達

(4) 目 0) 達

をやり 業績を上げていきます。 n を戦 像経 営力を中心とした経 (図1)で以上 戦術とい た上 で を です。 e V ます) 力強く実行 す 工のことを確した経営の全 あとは戦略のる効果的な に移

一位

弱い会社の戦い方

てください。

次にその戦力で相手企業とどう の経営戦力を把握したら、

(1) 事 例 研 究

五社 ttどちらが利益性が 県で営業している。 が年 Α 当○ Ü 社は ったりの ○社 **、ある。** 0 В 五 中 取 引 高 に C お億客円 収引高は 品客様の () () () () () 性が高い a。 A 社とB C県を含め四 は相利には同 会社 社とも 益、 じ。 В

り 上

てきました。

そくれの しいお Α 費が掛かります。 を創るには、 しかし、 多

> 場占有率のおいて上回る ことを表しています。 し たことで、 よう 「ることとなった(市)、相手企業をC県に 原則に適合させ 体を集中 0) で 戦

上昇の かに 集中の 効 営 れ、 に決まるか」の研究論 闘時における力関係はどのよう デリック・ランチェているのが、一九 ることでもこのことは生じます。 商 この法則の聞この法則の問 昇の効果をいいます。勿論、「集中したことで生じる効率原則」等、これらは特定の何に集中の原則」、「一位経費割安」、一位営業有利の原則」、「一「一位営業有利の原則」、「一 品 戦 日本の・ 上げられ 略とし に、〃競争 サー して研究のテーマに取の中小企業経営者の経、競争の原理、と呼ば ・ビス、 理論的根拠になっ 一九一四年のフレ 客層に集中す スターの「戦 ■文です。

(2)ランチェ ス タ ĺ ഗ 法

いうことは、た方が良いか 強い。い 大企業は中 的 いかも 13 強 大企業は 小企業よ 一小企業が 13 と言 中り いか強え 全

をみますと、

玉

内であ

れば、

ホン

スズキ等、

世界

X

ル

デス、

V

国 ワー

が 全 ることを意味しています。 圧 面 つ 戦争を展開すれば、大きまり、大企業と中小企業 倒的に強 が、そうであっても、 W 分的に優勢に立 大企業 が う や 7 ŋ

し、相手 がその 手 き 0) ます。 し 開内 戦争し 内で強者になることがで手の戦力を上回れば、その戦場に戦力を重点投入の戦場に戦力を重点投入りになった場合、中小企

です これが **図** [2参照]。 ランチェ ス 夕 1 0) 法 則

(3)弱 1) 会社の 戦 1)

にけがこ確の 一概には言えません。にどう取り組むのかとけたでしょうか。では 重 で」戦うのかを選定すること にする。 相 自 要 動 と 車メー しょうか。では、具体的であることは理解いただ つまり、「誰と」、「ど カのト ぬ争の場 のため、 かとなると、 日 タ自 を明 動 日車

> ると痛 えませんし、 となり、 どういう絞り込みにするか い目にも合 で 争 グ また相手を見 1 います がル 明 が 確 見誤は発相 は、

で 戦を 非 あることは間違いありません。 「場」を選ぶことは非常に大切 するにせよ、「戦いに勝てる 常に難しいところです。 しかし、どのような絞り込み

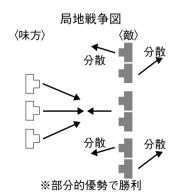


図 2 全面的戦争図 〈味方〉 〈敵〉 ※味方は全滅

ポイントの の

足額い額どに給 を(てとのつ与年 精年、、支いの末 を精 支 いの末 年税額)とを比べて、過不、一人の支払いを受ける一人一人の支払いを受ける一人一人の支払いを受ける一人一人の大力のなければならない税の支払いを受ける一人一人の支払いを受けるが 特算するもの とれ 0) で す。

◎年末調整の対象者

提出が前提です。 とおりです。 年 末調整の主な対象者 なお「 「給与所得る者は、次 -告書」

(年末調整の対象となる人(例 年を通じて勤務している人 務している人 0 中途で就職し、 年末まで

の中 0) 途で退職した人のうち

三住みが一月加

始

② ① 次 年 勤 年 職した人で、Para では、いずしい心身ので、Para により退 て、 本 车 中退障職 に職害し 再ののた 就期めた人職期め

ただし、二年に三年

年延

程定申告で

)ます。

度長間

され

間除

手

できな 象とならな いと見込 ま n る人

たる給 円 を超 掲の えるる人 与の のうち、 収入金額 本 観が二千万年中の主(例)

・二か所以上から給与の支払を ・二か所以上から給与の 受けている人で、他の給与の 支払者に扶養控除等(異動) 申告書を提 出していない人 (月額表又は 出していない人 (月額表の乙欄適用者)

令和元年分の 留 意点

2 分所 か適用された住宅日までの間に当り日までの間に当り日までの間に当り日までの間に当り日までの間に当り日まで続いていま は ・ 例として、令和元年 ・ がら令和二年十二月三十 までの間に消費税率一○ペ ・ 地用された住宅を購入し、 ・ 地別ることを条件に、所得 ・ こり控除期間が十年 所得税の一所得税 の税上の 特 乗 別 <u>-</u> % いせ 所 、性別のは は、 ま 令の 和元年 和復 十興 九特 十十追設 年別

0 円 | 2,015,999 円超

令和一 一年分からの 改正

除 及び基礎控除の見直令和二年分より、給 和 与所得 しや、 控控

> ます 能書 0) لح を

で、注意が必要です。
添付して提出することが
なるなどの改正が行わな

配係	配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表				
		納税者本人の合計所得金額(給与所得だけの場合の納税者本人の給与等の収入金額)		【参考】 配偶者の収入が	
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	給与所得だけの 場合の配偶者の 給与等の収入金 額
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
際	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
	配偶者の合計所得金額 38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
 	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
配偶者特別控除	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,903,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	123 万円超	0円	0円	0 円	2,015,999 円超

所得控除額一覧表 (抜粋)

【社会保険料控除額】

支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額

【小規模企業共済等掛金控除額】

(独)中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額

【生命保険料控除額】

保険等の種類	旧契約	新契約	両方適用する場合
一般の生命保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高4万円
個人年金保険料	最高 5 万円	最高4万円	最高 4 万円
介護医療保険料	_	最高4万円	_
合計適用限度額	最高 12 万円		

※旧契約とは、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成 24 年 1 月 1 日 以後に締結した保険契約等

【地震保険料控除額】

地震保険料の額(最高 50,000円)

旧長期損害保険契約の支払保険料

- ① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額
- ② 10,000 円を超える場合

······支払保険料× 1/2 + 5,000 円 (最高 15,000 円)

※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高 50,000 円)

+

障害者控除額	障害者 1 人につき270,000 円 特別障害者 1 人につき400,000 円(同居特別障害者の場合 750,000 円)
寡婦(寡夫)控除額	270,000 円(特別の寡婦は、350,000 円)
勤労学生控除額	270,000 円

配偶者控除額	一般の控除対象配偶者		130,000 円~ 380,000 円	
	老人控除対象配偶者		160,000 円~ 480,000 円	
配偶者 特別 控除額	配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下		10,000 円~ 380,000 円	
扶養控除額	一般の控除対象 扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	380,000円	
		23 歳以上 70 歳未満		
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円	
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円	
		同居老親等	580,000円	
基礎 控除額	- '* 1'38U UUU H			

- ※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族…… 所得者と生計を一にする配偶者その他の親 族、都道府県知事から養育を委託された児 童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、 所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38 万円以下の者(青色事業専従者又は白色事 業専従者とされる者を除く)。
- ※ 特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成9年1月2日から平成13年1月 1日までの間に生まれた者(年齢19歳以上23歳未満の者)。
- ※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族…… 昭和25年1月1日以前生まれ(年齢70歳 以上)の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。
- ※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。
- ※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。
- ◎税額控除である「住宅借入金等特別控除」については、給与所得者の場合、確定申告をした年分の翌年以降の年分に、年末調整で適用を受けることができます。

従属性)によって判めるか否かは、次のあるか否かは、次のしており 象である労働者 て判 の 二 ŋ, われる者を 判断されます。の二点(使用 使用 労働 だされ 適 者 用 用でいる対

判のよ断不び実あ供務 ŋ ź 断することが困難な不明確さ等から、必び態様の多様性、想実際には、指揮監察 四難な場が 舞な場合もな 報酬の性な あを格お

告会厚の上生基 基今 よる 準を示した旧労働のは、労働者である。 します。 一労働 <u>..</u> 判 基)労働基準 断

断 基 準 ゥ ポ 1

判 ことによっ げ います。 断していきます。 ずは て労働 れ判 れらを総合 者 性 合の 判項 0) 断自 有 する を 掲

監 従 頼下性 断 基

労

代 拘 有 業 由 指 年 報 替 東 無 務 有 等 の 関 性 性 遂 有 等 の 遂有無い の揮用 依 対 す る業務労判 否従働 の事 自の

上 0) 指 揮 監 督 0

労働者性の有無税の分割 判対 断償

性

を

補

機械、器具のする要素 無

額器 のの 負有 扣 関 係

属 0) 性

鋚

がび

0)

程

度

使 用 従 属 性 の 判 断 基 進

 \bigcirc 仕 指 事 揮 対 の監 する諾 依督 頼、 下 0) 労 否の 業 務働 自従 由事 のの 有指

「使用者」の具体的な仕事の伝頼、業務従事の指示等に対
して諾否の自由を有していれ
ば、他人に従属して労務を提
ば、他人に従属して労務を提
はっるとは言えず対等な当事
となり、指揮監督 と督事提れ対の

ます。 推認させる手 をい場合は、 · の依だ 頼、対 は、 ただっぱ、指揮監督 業務従事の 重

包括的な仕の依頼を受認なお、当事 い依下れい個 いては拒否する自由値々具体的な仕事の れる場合がないては拒否な を いう場合もあります。 0) ッように事実 ∞合があり、 拒 を受諾した以 な仕 否することが 定者 事 事実 0) 包間 #の依頼につ の依頼につ が一部であっ また、 主 括の Ě 的契 な約 でき 仕に 事専 当 なの属 つる該事よ

> 実関係だけでなっています。 由に直 等も勘案する必要があります。 業務遂行上の指揮監督の 0) よう 由 品を有し、 指揮: でなく、 な できず、 な 督 は、 いことを正 契約内容 関 その 係 を担った。 有 事

要な この 揮揮い業 要 監 命て 務 〈素に 督 令一の を 使 内 容 関 係の 用容及 なります。 けて りていることは、 垣」の具体的な 及び遂行方法に 基 命 本的 か つ 重

(3) 間 題 であ 、点も指揮な 常 L止まる場合 市注文者が行 の程度が

は、指揮監督を受けているには、指揮監督を受けているとは言えないとされています。とは言えないとされています。とは言えないとされていることは、一般的には、指揮監督関係の基本的な要素です。しかしながら、業務の性質しかしながら、業務の性質しかしながら、業務の性質しかしながら、業務の性質しかしながら、業務の性質しかしながら、業務の性質 、その指定、 、その指定、 、その指定、 、その指定、 、その指定、 保 要上海 (例えば の指指的 のか、業務の 相定される場所 (例えば、建 が、要全を が、ま務の性質

12月号 — 6

関 ょ

本人に代わって他の者が労 を提供することが認められ ているか否か、また、本人が 使うことが認められているか 否かなど労務提供に代替性が 認められているか否かは、指 整整督関係そのものに関する 基本的な判断基準ではありま せんが、労務提供の代替性が 認められている場合には、指 監督関係を否定する要素の 揮認せ 7 認の要揮

一 報酬の労務対償性 報酬が時間給を基礎 算されるなど労働の共験 (最大と最小の美質が、欠勤した場合には通常のは、いわなります。 を ってい を 補強場 るこ

者 性 0 判 断 を 補 強 す る

事業者性 合判以 下 有 し 0))ます。 要素を 困

併せて、総合判断することが適その者の「事業者性」の有無をこのような事例については、 手 通 相当高価なトラック等を所有しして、業務を行う者)のように、手(自らが所有する車両を使用通例ですが、いわゆる傭車運転通りですが、いわゆる傭車運転がの生産手段を有しないのが対象の生産手段を有しないのが して、 相 料 あ ります。 があります。 有無を 適

3

① 機械、器 が安価な場合 ませんが、著 には自らの計 をづいて事業が をしての ものと考えられています。」としての性格が強く、 0) が有する機械、
明具の負担関係 この性格が強く、 衆経営を行う「事 宣算と危険ない。 行う「事 関負担に はあ器 係 り具

> する代金の 業籍を行っる 計算と危险 である場 れめそ てるの る要素となるも 果、「労働 の支払と認め 者性 ま業力られ、が自らのに対したがまずりがまずりがまずりがまずりできずり</ 0) と考えら

③ その他 ①、②のほか、裁判例にお うを「事業者」としている等の 対する責任を負う、独自の商 対する責任を負う、独自の商 対する責任を負う、独自の商 がでは、業務遂行上の損害に がでは、業務遂行上の担害に も格の商にお

① 他社の業务…… ひとつと考えられています。 に関する判断を補強する要素 に関する判断を補強する要素の 特定の企業に対する専属性の 有無は、直接に「使用従属性」 の有無を左右するものではなく、 の有無を左右するものではなく、 特に専属性がないことをもって 特にの企業に対する専属性の 約され、これに従事さ Mする要素の 「性」の有無 こととはなり 事すること はなく、 って

定給となっている、そ業務の配分等により事 報酬に固定が れ企 こされています。の一つと考えて差し て る 支

生計を維持しうる程度のであるなど報酬に生活保であるなど報酬に生活保を要素が強いと認められる要素が強いと認められる要素が強いと認められる。

りま 用の 判 つ例 選考 いに 断 ておい ず。 0) 過程 補一いて

用対象としていいっていることを

ること

の場合と

ること

ること 制律 度を 福用 し 利 厚 生を 適

正て

0) 0)

額

が

当

企

上.

また、

実 属

Ê

度で時

している

高るい

代員に比して著い業務に従事し

7 いること

外国人労働者の受入れ

外国人労働者の受入れを拡大する改正出 入国管理法が今春から施行されています。 そこで、ワークスモバイルジャパンが公表 している「外国人労働者と働いた経験のあ る日本人に対する業界別意識調査 | の結果 をみてみましょう。

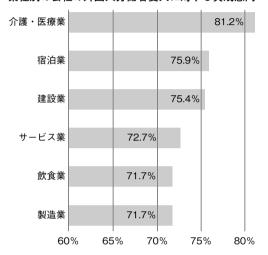
外国人労働者の受け入れについて「替成し と回答した人は、外国人労働者と働いた経 験のない人の68.5%に対して、経験があ る人は74.8%と受け入れへの賛成割合が 高くなっています。

業界別でみると、最も高いのが「介護・ 医療業 | で81.2%と、他業界に比べて高い ようです(右表参照)。

外国人労働者の受け入れに賛成と回答し た理由について(複数回答)は、「人手不足 解消につながる」68.2%、「異なる視点を 取り入れ、新しいアイディアが生まれる| 40.1%、「海外の人と交流ができる」36.8 %の順で、自社の人手不足解消に期待を寄 せる企業が多く、特に建設業でその割合が 高いのが特長です。

なお、企業が実施した受入施策としては、 「多言語業務マニュアルの準備」、「外国人 労働者向け福利厚生の策定し、「日本語・日 本文化研修 などが多くなっています。

業種別の会社の外国人労働者受入に対する賛成意向



7 なして して った、 ŧ ンでチェック た特売情報 これま ました。 配 で新 でチラシで把 聞 す が を れば 取 スマー 1) 続け

す込少し ラシを見る機会が して せ チラシも h いかる。 ス が聞の 減っ 11° 連動して折り発行部数が減 減っが て り込 たと思い るからで

物志向』に徹していくのは難しいので、消費の大手の戦略です勝負の大手の戦略です に店頭売価を底的に省き、 格戦 の物の イが、 ス 生き方で チラシや 発略です。 (毎日安売り エブリディ・ を引き下げ 店 浮舗 けいた経費を原資品の運営経費を徹 消費者 / 貴者の は \Box ع る • も う ,勝 プ 価ラの

安売り」 対

^媼業界で台頭− √ラシ特売の⊍

退

潮

してきて

いも

るに

財政とは?

政治経済評論家・ | 氏に"財政とは何か" と聞くと、財政とは「××を○○○したも の と明確に答えます。

さて皆様は、××や〇〇〇をどう答えま すか?(答えは最終行)。

I氏はさらに、"政治(政治の役割)とは 何か"について、次のように話します。

「政治の役割は、国民からどのようにお 金を集め、そのお金をどのように使うかを 決めることである。お金以外では、国民が 共同生活を行うためのルール(法律)を作 って、それを実施すること(立法と行政)」 と言います。

財政に話を戻しますが、財務省は毎年、 「日本の財政関係資料」という小冊子(無料) を発行しています。中小企業経営に影響す るニュースを読む際にも、この冊子を手元 に置いておくと便利です。

(答え 財政とは、「政治」を「数値化」した もの)